

▶11月1日受付開始!

福祉灯油等支給事業

在宅で生活する低所得の世帯に対し、冬期間における採暖用灯油等購入費の一部を助成し、冬の生活を支援します。

該当と思われる世帯には、10月下旬に郵送でご案内致します。申請書に必要事項をご記入、ご捺印をされた後、お早めに返信用封筒で返送してください。

かみしほろバルーンスタンプ協同組合発行の商品券で1世帯10,000円分を助成!

申請期間 令和3年11月1日(月)～令和4年1月31日(月)

対象世帯

令和3年10月1日現在、上士幌町の住民基本台帳に登録され、世帯全員が令和3年度の町民税非課税の者で構成されている世帯で、申請日現在で次のいずれかに該当する世帯。

- (1)高齢者世帯……令和3年度内に満65歳以上の方を含む世帯
※世帯の全ての満65歳以上の方が【対象外※】のいずれかの理由により申請時に在宅していない場合は対象となりません。
- (2)障がい者世帯……次に該当する重度の障がい者を含む世帯
※下記①～③の方が【対象外※】に該当する場合は対象となりません。
①身体障害者手帳の交付を受けているもののうち、障害等級1級または2級の方
②療育手帳の交付を受けているもののうち、障がいの程度が総合判定Aの方
③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、障害等級が1級の方
- (3)ひとり親世帯……児童扶養手当全部停止以外の世帯およびこれに準ずる世帯
- (4)生活保護世帯……生活保護法による保護受給世帯

※【対象外】:申請日現在で、次に該当する場合は対象となりません。

- ①社会福祉施設等に入所している
- ②冬期間町外に滞在している
- ③長期入院している
- ④課税されている方と同居し、生計が同じ



▶この事業での世帯とは、住民票上の世帯に関わらず、居住および生計を一にする者または単独で居住し、生計を維持する者として

※お問い合わせは、保健福祉課福祉担当(☎2-4296)まで

上士幌町ふるさと学生応援事業の申請はお済みですか?



町では、新型コロナウイルス対策事業として、学費や生活費の捻出に苦慮している学生の皆さんに、ふるさと上士幌から「応援物資」を送る「ふるさと学生応援事業」を実施しています。

◆対象者

- ①平成9年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた、学校教育法に定める大学院、大学、短期大学、高等専門学校(4・5年)、専修学校(専門課程)に在学する学生
- ②平成9年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた、職業能力開発促進法に基づき国(独立行政法人)または都道府県が設置する職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校に在学する学生

③前記①、②の学生等の保護者等
※①、②、③のいずれかに該当し、令和3年8月1日現在上士幌町に住民票がある者

- ◆申請者 学生本人または保護者等
- ◆応援物資 地場産品、食料品等(総額1万円相当)
- ◆申請期限 11月30日(火)まで
- ◆必要書類 ①上士幌町ふるさと学生応援事業給付申請書 ※申請書は町HPからダウンロード可能
②在学証明書、学生証など学籍が確認できる書類(写し)
- ◆お問合せ 教育委員会教育推進課 総務・学校教育担当

☎2-3014

Net 119 緊急通報システム



Net 119緊急通報システムは、音声による119番通報が困難な聴覚・言語・そしゃく機能の障がい者等が円滑に消防への通報を行うことができるシステムです。
※利用は無料ですが、通信料は別途発生します。



◆ご利用対象者

- Net 119は、以下の条件を満たす方にご利用いただけます。
- ・十勝管内に居住、通勤または通学している方
 - ・聴覚、言語、そしゃく機能の障がい等により、音声による通報が困難な方

◆お願い

ご利用対象者で、登録がお済みでない方がお近くにありましたら、お声かけをお願いします。

◆Net 119専用ページQRコード



<http://fire-tokachi.hokkaido.jp/custom318.htm>

※お問い合わせは、とち広域消防局情報指令課(☎0155-26-9127)まで

～あなたの一票は未来への橋～

第49回衆議院議員総選挙



10月31日(日)は、第49回衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。

🌸 選挙公示日 令和3年10月19日(火)

🌸 投票・開票日 令和3年10月31日(日)

【新型コロナウイルス感染症対策について】

- ◆3密防止のため、期日前投票は、山村開発センター大ホールでの実施を予定しています(新聞折込チラシ・入場券・町公式HP等で詳細についてはお知らせします)。
- ◆投票所等では、アクリル板・消毒液等の設置・使い捨て鉛筆の提供・換気の徹底を行います。事務従事者は、検温・手指消毒・マスク等の着用をして執務にあたります。
- ◆投票の際は、マスクの着用をお願いします。また会場備え付けの消毒液により手指の消毒をお願いします。

※お問い合わせは、選挙管理委員会事務局(☎2-2111)まで

子育て支援センター通信

『上士幌町子育てサポート』は、子育てをサポートしてほしい人(依頼会員)と、子育てをサポートしたい人(協力会員)が、会員同士の信頼関係をもとに行う会員相互による子育ての援助活動です。

子育てサポート事業充実のため上士幌町独自のサポート講習(協力会員向け)を開催します。子どものことについて学び、子育て中のパパ・ママを応援しませんか。

子育てサポート講習のご案内

◆日時 11月11日(木)
◆場所 生涯学習センターわか

時間	内容	講師
9:30~	開講式	
9:40~10:05	上士幌町子育てサポートの仕組み	幼児教育課 齊藤恵里
10:10~10:35	子どもの栄養と食生活・アレルギー	保健福祉課 白石圭
10:40~11:05	心身の発達と病気	保健福祉課 瀬戸千尋
11:10~11:35	今どきの子育て事情	教育推進課 藤田晴美
11:35~	閉講式	

※1コマ単位から受講できます。ぜひご参加ください。

◆申込 受講を希望する方は、右記QRからお申し込みいただくか、子育て支援センターまでご連絡ください。



●お問い合わせは、子育て支援センター ☎2-4152 まで

滞納が発生すると、その対応に手間と多額の経費が掛かり、納期限内に納付をされている方との公平性を欠くこととなります。そのため法律に基づき滞納者の財産を調査し、差し押えなどの滞納処分を行うこととなります。

特に納税に足りない場合や滞納が高額な場合については、十勝市町村税滞納整

□もし、滞納してしまったら？

税金は、私たちが支え合い、共によりよい社会を作っていくため、広く公平に負担しなければならぬ財源です。税金は、催告を受けたり、集金を待つて納めるものではありません。納税者の自覚と責任において、納期限内に納税することが本来の姿です。

□自主的に納期限内に納めましょう

町では、町税完納推進強調月間を設定し、町税の滞納一掃を目標とした取り組みを実施します。町税完納推進強調月間運動本部を設置して全庁で滞納対策を進めることとし、滞納者には電話・文書による催告や訪問により納税の勧奨を行います。

11月1日(月)~30日(火)

町税完納推進強調月間

町税は役場出納窓口のほか、町内の各金融機関で納めることができます。

日中忙しい方は、簡単便利な口座振替をご利用ください。

次の金融機関で口座振替の手続きができます。

- ◆ 帯広信用金庫 上士幌支店
- ◆ 十勝信用組合 上士幌支店
- ◆ 上士幌町農業協同組合
- ◆ 上士幌郵便局

□納税は計画的に

道町民税や国民健康保険税は前年の所得等を基に課税されますので、所得の増減を確認し、きちんと納税計画を立てておく必要があります。

□口座振替の利用を

もし、どうしても納期限内に税金を納められない特別な事情がある場合は、役場町民課に早めにご相談ください。

税目	1期	2期	3期	4期	5期	6期
軽自動車税	5月31日	—	—	—	—	—
固定資産税	5月31日	8月2日	9月30日	11月30日	—	—
町道民税	6月30日	8月31日	11月1日	12月27日	—	—
国民健康保険税	8月2日	8月31日	9月30日	11月1日	11月30日	12月27日
下水道受益者分担金	5月31日	8月2日	9月30日	11月30日	—	—
介護保険料	6月30日	8月2日	8月31日	11月1日	11月30日	12月27日
後期高齢者医療保険料	8月2日	8月31日	9月30日	11月1日	11月30日	12月27日

※お問い合わせは、町民課納税担当(☎2-4294)まで

上士幌ごみ分別アプリ

ごみの分別方法や収集日を調べることができるスマートフォン用アプリケーションサービス



「上士幌ごみ分別アプリ」が配信中です。

このアプリは、お住まいの収集地区を設定することで収集日をカレンダー形式で確認できるなど、便利な機能を備えたアプリです。

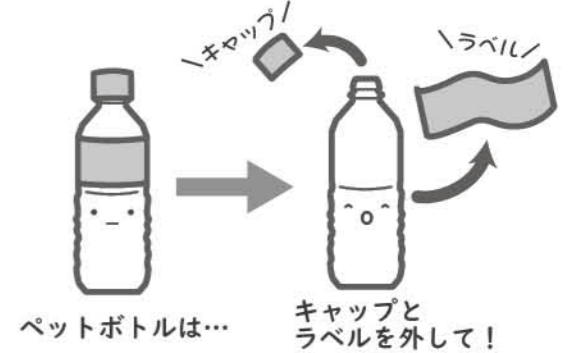


ペットボトルのキャップ・ラベルの分別にご協力ください

効率的に品質の高いリサイクルを行うため、ペットボトルのリサイクルは2022(令和4)年4月より「ラベルを剥がす」「キャップを外す」に変更となります。

2022(令和4)年3月まではラベル等がついた状態でも回収しますが、環境への配慮、効率的なリサイクルを行うため、今からキャップとラベルの分別にご協力ください。

なお、プラキャップはプラスチック製容器包装ごみ、金属キャップは燃えないごみ、ラベルはプラスチック製容器包装ごみに分別してください。



※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2-4294)まで

新型コロナウイルス感染症の影響により町税など納付が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響で、下記のようなケースにより、町税や各種料金などの納付が困難な場合は、各担当窓口で支払いの猶予に関する相談をお受けしております。

【ケース1】 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で、消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を破棄した場合。

【ケース2】 ご本人またはご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人または生計を同じにするご家族が病気にかかった場合。

【ケース3】 事業を廃止、または休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業した場合。

【ケース4】 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合。

納付猶予の相談対象となるものは、原則として以下のとおりです。その他、不明な点はお問い合わせください。

- ◆ 町道民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税 町民課 納税担当(☎2-4294)
- ◆ 後期高齢者医療保険料 保健福祉課 国保医療担当(☎2-4295)

- ◆ 介護保険料 保健福祉課 介護保険担当(☎2-4296)
- ◆ 上・下水道使用料、個別排水処理施設使用料、町営住宅使用料 建設課 上下水道担当、公営住宅担当(☎2-4297)

町税等納期限一覧 ※普通徴収の場合